

# 指定介護老人福祉施設

## 特別養護老人ホームしまなみ苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 特別養護老人ホームしまなみ苑(以下「施設」という。)において行う指定介護福祉施設サービスの事業(以下「事業」という。)は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームしまなみ苑
- (2) 所在地 尾道市因島三庄町3404番地21

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、施設従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 看護職員 4名以上  
※看護職員のうち、1名が夜間待機体制をとる。
- (5) 介護職員 26名以上
- (6) 管理栄養士 1名以上
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
- (8) 介護支援専門員 1名以上

(入所定員)

第5条 入所定員は、74人とする。但し、入所者が病院等に入院した場合の

短期入所生活介護サービス利用者の空床利用の場合はその限りではありません。

(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容)

第6条 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴、排泄、オムツの取替え、着替え等の介護
- (3) 食事の提供（栄養管理、栄養マネジメント）
- (4) 相談及び援助
- (5) 教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事
- (6) 行政手続の代行
- (7) 機能回復訓練
- (8) 健康管理

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料、居住費・食費の額は、厚生労働大臣の定める基準による。

- 2 前項以外の入所者の選定による特別な食事の費用、理美容代、医師受診料、薬処方料等の入所者負担が適当とされる費用を入所者は負担する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、施設の利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 宗教、思想、慣習の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔すること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全及び衛生を害すること。
- (5) 機能訓練等のため機械・器具等を使用する場合は、必ず担当職員の指示に従うこと。

(サービスの提供記録の記載)

第9条 指定介護福祉施設サービスを提供した際は、その提供期間及び内容その他必要な記録を記載する。

(苦情処理)

第 10 条 提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 11 条 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 12 条 指定介護福祉施設サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(身体拘束等の行動制限)

第 13 条 入所者に対する身体拘束等は原則として禁止する。但し、緊急やむを得ない場合には以下の手続きにより行う。

(1) 事前もしくは事後の場合は可及的速やかに、介護主任・看護主任（又はその代わりとなる者）の判断を仰ぐ。

(2) 事前もしくは事後の場合は可及的速やかに、家族等に連絡・説明し、同意を得る。

(3) 事前もしくは事後の場合は可及的速やかに、以下の点を検討する。

①他の介護方法

②必要最小限の方法

③時間・期間

④実施方法の適正・安全性

⑤確認の頻度・方法

更に、管理者、生活相談員、介護職員、看護職員の参加する身体拘束廃止委員会において同様の事項の検討を行う。

(4) 次の項目を記録し、必要な場合は開示できるように保存する。

①身体拘束等の必要な理由

②身体拘束等の行動制限の方法、時間、特記すべき心身の状況等

③身体拘束廃止委員会の議事内容・改善計画

(5) 身体拘束等の行動制限を行っている期間は頻回に見回り観察を行う。

(6) 身体拘束等の行動制限が必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 指定介護福祉施設サービス従業者は、指定介護福祉施設サービス提供中に入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医または嘱託医・協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 15 条 施設は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難救出訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 施設は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修 年 4 回
- (3) その他の研修

- 2 従業者は、個人情報保護法の遵守に努め、職務上知り得た秘密を保持し、退職後も同様に保持する。
- 3 指定介護福祉施設サービスに関連する法律、政省令及び通知の改定により本運営規程を変更する場合、または、本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人あおかげの理事会において定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

平成 13 年	7 月	1 日	改正	平成 27 年	1 月	1 日	改正
平成 13 年	10 月	1 日	改正	平成 27 年	4 月	1 日	改正
平成 14 年	1 月	1 日	改正	平成 28 年	4 月	1 日	改正
平成 14 年	8 月	1 日	改正	平成 29 年	9 月	1 日	改正
平成 17 年	4 月	1 日	改正	平成 31 年	4 月	1 日	改正
平成 17 年	10 月	1 日	改正	令和 2 年	8 月	1 日	改正

平成18年	1月10日	改正	令和	3年	4月	1日	改正
平成18年	4月	1日	改正				
平成20年	8月	1日	改正				
平成21年	4月	1日	改正				
平成22年	8月	1日	改正				
平成23年	5月	1日	改正				
平成24年	4月	1日	改正				
平成25年	4月	1日	改正				
平成26年	4月	1日	改正				